

第 2 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成19年6月19日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成19年6月19日（火曜日）

午前10時0分開議

午後0時37分閉会

本日の会議に付した事件

平成19年度主要事業等説明

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

議案第2号 政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 熊本県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の委託を受けることについて

議案第15号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

報告第1号 平成18年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

請第2号 消費税の増税に反対する意見書の提出に関する請願

請第3号 県立劇場にパイプオルガンの設

置促進に関する請願

閉会中の継続審査（所管事務調査）について

報告事項

① 熊本県職員行動規範の策定及び内部通報制度の外部窓口設置について

② 熊本県中小企業振興基本条例への取組みについて

③ 熊本県行財政改革基本方針に基づく平成18年度実施計画の取組結果について

④ 市町村合併の推進について

⑤ 九州新幹線を活用した熊本づくり

⑥ 農業試験場跡地の利活用策の検討状況について

⑦ 川辺川ダムに関する取組みについて

⑧ 物品調達等に関する入札・契約制度について

出席委員（8人）

委員長 中原 隆 博

副委員長 小早川 宗 弘

委員 西 岡 勝 成

委員 竹 口 博 己

委員 早 川 英 明

委員 鎌 田 聡

委員 吉 田 忠 道

委員 浦 田 祐 三子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局長 木 本 俊 一

総括審議員兼次長 高 木 奎 一

企画課長 内 田 安 弘

秘書課長 岡 本 哲 夫

政策調整監 永 松 俊 雄

総務部  
 広報課長 山 本 理  
 部 長 原 田 正 一  
 総括審議員兼次長 正 木 嵩  
 次 長 木 村 利 昭  
 危機管理監 奥 村 良 博  
 首席総務審議員  
 兼人事課長 田 崎 龍 一  
 総務事務センター長 田 上 勲  
 行政経営課長 小 嶋 一 誠  
 私学文書課長 榎木野 史 貴  
 首席総務審議員  
 兼職員課長 山 野 陽 一  
 財政課長 市 川 靖 之  
 首席総務審議員  
 兼管財課長 古 澤 哲 男  
 税務課長 富 田 健 治  
 市町村総室長 松 見 辰 彦  
 市町村総室副総室長 村 山 栄 一  
 危機管理・防災消防  
 総室長 坂 田 正 充  
 危機管理・防災消防  
 総室副総室長 野 田 克 巳  
 男女共同参画・パート  
 ナーシップ推進課長 広 崎 史 子  
 地域振興部  
 部 長 小 宮 義 之  
 理 事 上 野 信 一  
 次 長 黒 田 豊  
 次 長 川 口 弘 幸  
 川辺川ダム対策監 河 野 靖  
 首席政策審議員  
 兼地域政策課長 梅 本 茂  
 地域政策監 神 谷 将 広  
 川辺川ダム総合対策課長 田 嶋 徹  
 情報企画課長 松 永 正 男  
 文化企画課長 由 解 幸 四 郎  
 国際課長 園 田 素 士  
 交通対策総室長 小 林 豊  
 交通対策総室副総室長 菅 純 一 郎

首席統計審議員  
 兼統計調査課長 甲 斐 良 一  
 出納局  
 局 長 出 水 信 治  
 会計課長 藤 本 玉 留  
 管理調達課長 坂 本 友 春  
 人事委員会事務局  
 局 長 若 本 隆 治  
 首席総務審議員  
 兼総務課長 高 原 秀 男  
 公務員課長 田 中 明  
 監査委員事務局  
 局 長 金 田 和 洋  
 第一課長 児 玉 邦 秋  
 第二課長 柳 田 幸 子  
 議会事務局  
 局 長 新 開 忠 邦  
 次 長 正 木 重 臣  
 首席総務審議員  
 兼総務課長 畑 坂 純 夫  
 議事課長 吉 良 洋 三  
 政務調査課長 小 原 忠 隆  
 事務局職員出席者  
 議事課課長補佐 宮 崎 聖  
 政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

午前10時0分開議

○中原隆博委員長 ただいまから、第2回総務常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。さきの第1回総務常任委員会におきまして、委員長に選出させていただきました中原隆博でございます。本委員会は、本県の重要な分野における施策につきまして、総括して審議を進めていただき、また、県政の推進を図るものであると、このように認識をいたしております。今後1年間、十分な審議ができますよう誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げますと思います。

また、執行部におかれましても、円滑な運営に御協力いただきますよう心からお願いを申し上げますと存じます。簡単ではありますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして小早川副委員長からもごあいさつをお願い申し上げます。

○小早川宗弘副委員長 皆さんおはようございます。さきの第1回総務常任委員会におきまして副委員長に選出いただきました小早川宗弘と申します。本委員会において、中原委員長をしっかりと支えながら、そして県政にとって大変重要な意義を持つ議題について審議されるかと思っておりますけれども、活発な議論が行われますよう、また、充実した委員会になりますよう努力していきたいというふうに思っております。委員各位並びに執行部の皆様方におかれましては御協力のほどをよろしくお願いをいたします。簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、初めに、今回付託されました請第2号について提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第2号についての説明者を入室させてください。

(請第2号の説明者入室)

○中原隆博委員長 おはようございます。

説明者の方に申し上げさせていただきたいと思っております。毎回おいでいただいておりますので、おわかりだと思っておりますけれども、請

願書の写し等は前もって配付させていただいておりますので、説明の方は簡潔に要領よくお願い申し上げたいと思っております。どうぞ。

(請第2号の説明者の趣旨説明)

○中原隆博委員長 ありがとうございます。請願の趣旨はよくわかりました。この後、審査いたしますので、本日はこれにてお引き取りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(請第2号の説明者退室)

○中原隆博委員長 次に、議事次第3でございますけれども、幹部職員紹介でございますが、お手元に配付しております配席表及び役付職員名簿によって紹介にかえたいと思っております。1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願い申し上げます。たくさんの皆様方がいらっしゃいますので、配席表をもって御紹介にかえさせていただきますと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、主要事業及び新規事業の説明でございますけれども、この説明に入りたいと思っております。各課長から資料に従いまして、説明をお願い申し上げます。質疑は付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括してお受けしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 それでは、そのようにいたしたいと思います。なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔に要領よくお願いいたします。初めに内田企画課長。

○内田企画課長 企画課でございます。資料の4ページをお願いいたします。

まず、広域開発行政促進事業でございます。全国知事会や九州地方知事会等に関する経費で各会議を通じて国等に対し、県の検討、提案する施策が反映されるよう要望し、その実

現を図るものでございます。

2の総合計画推進事業は、県総合計画の実現に向けた進捗管理を行い計画の実効性の確保を図るものでございます。

3、新規でございますが、全国知事会議熊本県開催事業でございます。熊本で初めての全国知事会議を本年7月に開催するもので、総務大臣や全国の知事を初め約400人規模の来県者が見込まれることから、この機会に熊本の魅力を全国にアピールしたいというふうに考えております。

4、ユニバーサルデザイン推進事業でございます。ユニバーサルデザインの普及啓発やユニバーサルデザインアドバイザーの派遣、ユニバーサルデザイン展示施設の管理運営等を行うものでございます。

5、新規事業でございます。ユニバーサルデザイン実践普及事業、年間のうちで期間を限定いたしまして、UDウイークということで開催いたします。民間団体等のすぐれたユニバーサルデザインの製品やサービスの表彰、ユニバーサルデザインの展示等、ユニバーサルデザインの実践に重点を置いた啓発活動を集中的に実施するものです。

6、自律移動支援プロジェクト推進事業でございます。このプロジェクトは情報通信技術を活用し、例えばバスに乗る場合、今いる場所でどのバス停からどのバスに乗ればいいのか、次のバスはいつ出るのかなどがすぐわかるようになるなど簡単で安心、快適な移動を支援する仕組みづくりのことですけれども、昨年度、国土交通省と連携して水道町交差点付近での実証実験を行いました。その成果を踏まえ本年度は商店街情報を初め各種情報の内容の充実に取り組むものでございます。また、新幹線全線開業を見据え熊本駅周辺での同プロジェクトの実用化に向けてその可能性と課題の検討を行うとともに、パレアでの展示等を通して県民への普及啓発を行ってまいります。

7、政策評価事業です。成果を重視する行政の実現を図るため、サービスの受け手である県民の視点から重点施策を総合的に評価し、その評価結果をさらなる政策の重点化や事業の改善、見直しにつなげるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○岡本秘書課長 秘書課でございます。主な業務といたしましては、知事、副知事の秘書に関する業務、叙勲などの栄転に関する事務及び県政の重要課題のための調査、調整業務を担当しております。

主要事業につきましては、説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、重要政策調整事業でございますが、年度途中で発生した事案や県政の重要課題に対処するため、必要な調査、調整または事業を行うものでございます。

2の部局別重要政策調整事業でございますが、各部局における各種課題につきまして必要な調査や研究を行うものでございます。

以上でございます。

○山本広報課長 広報課の山本でございます。よろしくをお願いいたします。資料の6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、6ページの1の広報事業でございますが、県の魅力を県内外に広く発信し、県民に対する説明責任を果たすため、さまざまな広報媒体を活用して効果的な広報を行ってまいります。具体的には、広報誌「県からのたより」の発行、ホームページの拡充、また、新聞紙上への広告やテレビ・ラジオによる県政広報番組等を通じて県の重要施策や県民生活にかかわりの深い情報を積極的に提供してまいります。

次に、7ページの2の報道対応でございますが、県が施策を推進していく上では県民と

情報を共有し、理解、協力を得ながら直面する課題に取り組んでいくことが重要であると思っております。そのため県民への有効な情報伝達手段であるマスコミを通じた広報活動が非常に重要だと認識しております。積極的なパブリシティ展開を図るよう努めてまいります。

次に、3の広聴事業でございますが、これは熊本県政モニター、県政ふれあい教室、知事への直行便の事業でございますが、これらに寄せられるさまざまな意見、提言の効果的な活用を図り、県と県民との協働が十分に促進されるような広聴事業に努めてまいります。

4の相談事業等でございますが、これは本館や新館1階の受付業務等でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○中原隆博委員長 次に、総務部に移ります。

○田崎人事課長 人事課でございます。資料の8ページをお願いいたします。

人事課におきましては、人事、組織定数、職員給与に関する業務を中心に行っておりますけれども、主要な事業として3項目を出させていただきますいております。

まず、1の人材育成ビジョンについてでございます。本県を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応していくためには、人材の育成が不可欠であるとの認識のもと、平成19年3月に人材育成ビジョンを策定いたしております。説明の1をごらんいただきたいと思います。本県の求めます気づき、描き、実現する職員を育成するために、3に掲げてありますような、4つの基本的な方向に重点的に取り組みますとともに、4に掲げてありますような具体的な取り組みに努めていくということにしております。既に取り組みを実施している項目もございますが、今後、平成20年度までにすべての分野での取り組みを順次実施

に移してまいります。

9ページをごらんいただきたいと思います。

次に、2の地域振興局の見直しについてでございます。平成18年9月に地域振興局における現状と課題、業務の広域的な集約の考え方等を記載しました見直し素案、中間取りまとめを策定公表し、その後、市町村及び関係団体からの意見聴取を行ってまいりました。現在、市町村等からの意見を踏まえ、個別具体的な業務集約等のあり方等を検討いたしております。今後、見直し素案として取りまとめ、再度県議会を初め市町村等の意見を聞きながら方針を決定する予定でございます。

最後に、3の包括外部監査の実施についてでございます。包括外部監査制度は地方自治法に義務づけられているものであり、本県でも平成11年度から実施しているものでございます。本年度も昨年度に引き続き公認会計士の荒木幸介氏にお願いすることといたしております。

人事課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○田上総務事務センター長 総務事務センターでございます。資料の10ページをお願いいたします。

総務事務センターは、本年4月に総務部に新設されスタートをしたところでございます。主要新規事業は、庶務事務の集中化でございます。庶務事務につきましては、一部の事務を平成17年度に庶務事務システムを導入して効率化、省力化を図ってまいりましたが、さらに同システムなどを活用して、より一層の効率化、省力化を目指しまして、通勤、扶養などの諸手当の認定等の給与事務、旅費事務、臨時職員、非常勤職員の賃金、報酬の支払事務、共済、互助会等の福利厚生関係の事務の中で、全庁的に集約し一元処理がなじむ業務についての集中化に取り組むものでござ

います。集中化に向けてのスケジュールは、今年度後半に知事部局の本庁について、諸手当の給与事務から段階的に実施をいたしまして、来年度には知事部局すべてにおいて、最初に申し上げた事務についての集中化を行う予定といたしておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小嶋行政経営課長 行政経営課の小嶋でございます。資料の11ページをお願い申し上げます。

行政経営課は、行財政改革の推進に係る企画調整と県出資団体の指導、調整等を担当しております。

1の行財政改革の推進でございますが、平成17年の2月に策定をいたしました熊本県行財政改革基本方針に基づきまして、本年2月に全庁各部局の取り組みをまとめました平成19年度の実施計画を策定し公表したところでございます。全庁的に取り組む行革の内容でございますが、(1)の行政改革につきましましては、県行政の効率化に向けた組織体制の見直しや、県の役割の再構築に向けました業務の見直しに取り組むこととしておりまして、本庁組織、地域振興局の見直し、職員数の削減、民間委託等の推進等を進めてまいります。(2)の財政改革につきましましては、選択と集中による経営資源配分の重点化や歳入歳出構造等の見直しに取り組むこととしてございます。(3)の意識改革につきましましては、県政運営の基本理念でございますパートナーシップとユニバーサルデザインの浸透や、人材育成ビジョン等に基づく取り組みの推進等を進めていくこととしております。

2の行財政改革推進事業につきましましては、行政経営課の実施する事業でございます。県出資団体等の見直し状況の進行管理を行うほか、指定管理者制度導入施設に対する利用者調査や職員の意識改革等を行うものでござ

います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○植木野私学文書課長 私学文書課長の植木野です。よろしくお願いいたします。

当課の主要事業について御説明いたします。12ページをごらんください。

1点目が私学の振興でございます。私立学校の教育条件の維持向上あるいは保護者負担の軽減などを目的としまして、各私立学校に対し経常費の助成を行っております。説明欄に各学校種別の予算額を記載しておりますが、その右側に生徒1人当たりの単価を載せております。この単価等をもとに予算を計上しております。また、その他説明欄の2以下のとおり、私立幼稚園における特別支援教育への補助や、子育て支援事業への補助を行っております。

2点目に公立大学法人熊本県立大学の支援でございます。熊本県立大学がなぜ私学の担当部局だと思いの先生方もいらっしゃるかもしれませんが、当私学文書課が以前、文教課と称していたころから、県立大学の前身熊本女子大学を所管していた関係で、引き続き所管いたしております。県立大学は、昨年4月1日に公立大学法人に移行いたしました。これに伴い公立大学法人支援事業の(1)に記載しておりますが、大学の業務の財源に充てるために運営交付金10億4,000万円余を交付したり、次の13ページですけれども、(2)にありますように、法人の業務実績の評価等を行う評価委員会の運営を行っております。

3点目に新たな公益法人制度の導入準備でございます。公益法人制度につきましましては、来年の12月までに従来の民法に基づく制度が改正されまして、その①から③に記載しているとおり制度改革が行われます。具体的には一般社団法人、一般財団法人、または公益社団法人、公益財団法人という4つの類型が

創設されます。そのための認定等に必要となる合議制機関の設置などを今年度、制度導入の準備ということで行うものでございます。なお、既存の今ある民法法人は、経過措置がありまして、新法の施行から5年以内にこの4つのタイプのいずれかに移行するか、あるいは解散することになります。移行に際し混乱が生じないように十分指導してまいります。

続きまして、14ページをごらんください。4及び5に記載のとおり、情報公開条例に基づく開示請求に関する助言指導や個人情報保護条例に基づき、県が保有する個人情報の取り扱いの適正化を推進しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山野職員課長 職員課長の山野でございます。よろしくお願いいたします。

資料の15ページをお願いいたします。職員研修事業でございますが、昨年度、策定いたしました職員研修基本方針に基づいて実施してまいります。具体的にはここに記載しております3点の基本的な考え方を踏まえまして、必修それから選択、特別研修等を実施してまいります。受講者としては約2,500名を見込んでおります。

次の16ページをお願いいたします。

職員の健康管理につきましては、毎年度、定期健康診断等を実施し、疾病の予防や早期発見に努めております。また、共済組合あるいは職員互助会と一体となりまして、人間ドック等の各種健康管理事業を行うことといたしております。さらに長時間勤務による健康障害の防止対策といたしまして、産業医によります所属長あるいは職員への健康指導を実施いたしますほか、職員の心の健康づくりとして、ストレス相談やメンタルヘルスに関する職員研修を実施してまいります。なお、以上の健康管理の充実を図るため、今年度から新たに嘱託の産業医を配置しております。

職員課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○市川財政課長 財政課でございます。資料の17ページをお願いいたします。平成19年度予算の概要を御説明申し上げます。

1番目は当初予算編成の基本的な考え方でございます。厳しい財政状況の中にあっても元気で明るい熊本づくりを着実に進める予算としたところでございます。また、そのために参考として書いてございますように、予算編成の手法においても重点スキームによる予算編成などを工夫したところでございます。

2番目は収支の状況でございます。3段落目にありますように、予算規模は7,319億円、7年ぶりのプラス予算となったところでございます。ただし、プラス予算ということで県財政にゆとりが出たというわけではなく、そこに書いてございますような義務的な経費などの伸びによりまして必然的にプラスにならざるを得なかったところでございます。

次の18ページは関係数値でございます。

次に、19ページは行財政改革の取り組みでございますが、給与構造改革、職員数削減などを行っておるところでございます。しかし、2段落目にありますように、依然として来年度以降も高い水準で要調整額が見込まれるところから行財政改革をさらに加速させていく必要があるところでございます。

次に、20ページをお願いいたします。予算の中で重点的に取り組んだ事項でございますけれども、(1)の重点施策、それから(2)のユニバーサルデザイン、パートナーシップなどに重点的に取り組む予算というふうに19年度予算をしておるところでございます。

最後に三位一体改革の税源移譲の結果をまとめております。21ページの方の資料をごらんください。左側が全国ベース、右側が本県ベースでございますが、本県ベースをごらんいただきますと、18年度に経過的な税源移譲



として所得譲与税288億円がございましたが、19年度は個人住民税として移譲される額を190億円と見込んでおります。この差額は理論上は地方交付税で調整されることとなっておりますが、交付税総額の抑制によりまして財源調整機能が低下しており、こういったことが最近の税源格差の是正議論につながっていると考えております。今後、国に対して税源偏在の少ない地方税財政制度の構築を働きかけていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○古澤管財課長 管財課の古澤でございます。よろしくお願いいいたします。お手元の資料の22ページをお願いいたします。

管財課の今年度の主要事業でございますが、1番に書いておりますのが、財産の管理処分でございます。説明欄に書いておりますように、県有財産の有効活用または売却の促進を図るということで、県有財産の利活用の状況と見直しを踏まえまして、売却や有償貸付等を積極的に行うこととしております。今年度は、東京にありました三田職員宿舍ほか15件の物件を売却することにしておりまして、売却目標額としては11億円を計上しております。

2番目は庁舎等の管理でございます。庁舎等の保全と維持管理ということでございますが、(1)に書いておりますように、庁舎の管理業務ということで、電気、ガス、水道等のエネルギーにつきましては、そこにあります法律、これは略して省エネ法とっておりますが、これに基づいた運転業務に努めることとしております。(2)に書いております庁舎等の維持補修業務、これにつきましては県庁舎等の清掃、それから設備の保全、保守点検等を実施しまして、適正な執務環境の保全と来庁舎等の安全の確保に努めるということとしております。

管財課は以上でございます。よろしくお願

いいたします。

○富田税務課長 税務課でございます。23ページの項目は県税収入の確保でございますけれども、24ページに平成19年度の県税予算額の一覧表をつけてございますので、そちらの方で御説明をしたいと思います。

平成19年度の当初予算の総額は全体としましては、平成18年度と比較しまして260億円余、17.9%の増収を見込んでおります。増収の主なものは、税源移譲や定率減税の廃止によりまして個人県民税が224億円余、また景気の回復基調や分割基準の改正等により法人事業税を44億円余の増と見込んでおります。また、一方、減収の方でございますけれども、軽油需要の減によりまして軽油引取税を12億円、また、新規登録台数の減によりまして自動車税を5億円程度減収と見込んでございます。これらの税収確保のために税務課としましては、税務基本方針や税務運営計画を策定しまして、また、税収確保対策会議を開催することで本年度予算額の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松見市町村総室長 市町村総室の松見です。どうぞよろしくお願いいいたします。資料の25ページをお願いいたします。

主要事業といたしまして市町村合併推進事業を御説明いたします。市町村合併につきましては、県といたしましても、これまで旧合併特例法のもとで推進してきたところでございますけれども、その結果、現在では48市町村になったところでございます。今後は合併しました市町村に対する支援とともに、いまだ小規模町村も多数あることから、引き続き合併新法下におきましても、市町村合併を推進することとしております。このため、庁内に設置しております市町村合併推進本部を引き続き設置いたしますとともに、合併した市

町村への支援、合併新法に基づく合併推進に取り組んでいるところがございます。なお、今後の取り組み等につきましては、後ほど報告事項の中で御説明させていただきたいと思っております。なお、予算額4億2,400万円のうち、合併した市町村に対する県の交付金が4億円となっております。

以上でございます。

○坂田危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。26ページをお願いいたします。

まず、1番の国民保護対策でございますけれども、武力攻撃などの有事や大規模テロの発生時における国民保護措置等を定めました県の国民保護計画を17年度に策定したところでございますが、本年度はこの計画の実効性を確保するため、訓練の実施、マニュアル規定等の整備を行うこととしております。

次に、2番目の防災行政の推進でございます。まず、(1)の熊本県総合防災訓練につきましては、本年度も9月2日に開催する予定にしております。それから、(2)の自主防災組織の結成促進及び活動推進でございますけれども、本年度も組織率の向上を図るために防災リーダーの養成講座やセミナーを開催する予定にしております。それから、(3)の防災消防ヘリコプターの運航でございますが、昨年度の運航実績は241件でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

3番目の消防・救急活動の推進でございます。 (1)の消防広域再編の推進でございますが、昨年、管轄人口30万以上の消防本部の再編に関する国の基本方針が示されたところがございますが、その基本方針に基づきまして、県において消防広域化推進計画を策定し、平成24年度を目途に広域化を推進するものでございます。(2)の消防団員の確保につきましては、本年度は全国女性消防団活性化大会の熊本開催に伴い、女性消防団員を含めた消防団

活動のより一層の活性化を推進することとしております。

4の防災情報ネットワークの整備でございますが、現在の防災行政無線システムの機器の老朽化や伝達を要する情報量の増加等に対応するため、光ケーブルによる熊本県情報キガハイウェイを利用したネットワークシステムの基本検討、実施設計を行う予定にしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○広崎男女共同参画・パートナーシップ推進課長 男女共同参画・パートナーシップ推進課でございます。よろしくお願申し上げます。資料の28ページをお願いいたします。

当課におきましては、国の男女共同参画基本法及び県の男女共同参画推進条例等の計画に基づき、県民の意識啓発を行うとともに、市町村、事業所等における男女参画社会づくりの取り組みの促進を図っております。また、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、同法律に基づく県の計画に基づきまして、ドメスティックバイオレンスの防止、被害者の保護、自立に向けた支援等を行っております。説明欄の(1)、(2)、(3)は市町村、それから各地域振興局単位のネットワークづくり、それから事業所等における男女共同参画社会づくりの取り組みを記しております。(4)につきましては、長嶺にございます女性相談センターを中心に行っておりますDV対策支援事業でございます。

29ページをお願いいたします。

平成16年3月に策定いたしました熊本県パートナーシップ指針に基づきまして、特に公共サービスの新たな担い手として期待されておりますNPOを対象として、さまざまなパートナーシップ事業を展開しております。(1)がNPOと県の共同委託事業でございます。それから熊本県民交流館パレアの管理運

営事業及び同館にございますNPOボランティア共同センターの事業、執行経費を受け入れております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○中原隆博委員長 では次に、地域振興部に移ります。

○梅本地域政策課長 地域政策課の梅本でございます。30ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず、1番目が新幹線くまもと創り推進事業でございます。4年を切りました九州新幹線全線開業を見詰めまして、さまざまな分野にこの開業効果を波及させるための取り組みでありまして、行政のみでなく、経済界、各団体とも連携しながら取り組みを進めております。官民挙げて全県的な取り組みでございます。

2の11の郷づくり推進事業でございます。県の総合計画に掲げます地域計画を推進するために、各振興局を中心にした取り組みでございまして、局間の連携なども踏まえながら取り組みを行っておりまして、県立大学なども連携して研究調査事業あるいは取り組みを推進してまいります。

3の地域振興総合補助金でございますが、市町村とのパートナーシップによりまして、地域の自立あるいは地域づくりを支援するものでございまして、2分の1の補助を行うものであります。

4の地域づくりパートナーシップ推進補助金も同様の趣旨でございますが、これは民間団体に対しまして同様に2分の1の補助を行うものでございます。

31ページをお願いいたします。

5の水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクトでございますが、第4次の水俣・芦北振興計画に基づきまして、そこ

に主な事業で掲げてあるような(1)から(4)までの修学旅行の誘致等に取り組む経費でございます。

6の熊本都市圏総合調整推進事業でございますが、昨年度作成されました熊本都市圏ビジョンに位置づけられました水資源の保全などの取り組みを熊本市と近隣市町村が連携して行いますので、県としての支援を行うものでございます。

7の熊本駅周辺都市機能誘導等の推進事業でございますが、熊本駅周辺の魅力を高めるために、ただいまJR九州や熊本市長の参加を得ながらトップ会議を開催しておりますが、そういった議論を踏まえながら熊本駅周辺の民間企業等の進出誘導あるいは都市機能の導入を目指すものでございます。

以上でございます。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。資料32ページをお願いいたします。

川辺川ダム総合対策事業につきましては、川辺川ダム事業とあわせてそれに関する諸課題について、関係当局との連携のもと総合的な対策や調整を行うものでございます。

まず、1につきましては、現在、国は去る5月11日に決定いたしました球磨川水系河川整備基本方針について、流域住民等に対する説明会を実施しているところでございます。今後、河川整備計画策定の段階に進みますが、先日、新聞報道でも出ましたように、国土交通省と電源開発の文書交換によりまして、発電がダムの目的から外れるという意向も示されております。これは本年1月の利水に関するものとあわせております。さらに今後このような状況を踏まえまして、国がどのような対応をするか見きわめてまいりたいというふうに思っております。また、利水につきましては、現在、関係6市町村によりまして協議が進められております。これにつきましても、

所管の農林水産部とともに地元町村との意見交換等に努力してまいります。さらに五木・相良両村への支援につきましては、五木・相良地域振興計画の見直しを初めとする地域振興策の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永情報企画課長 情報企画課の松永でございます。よろしくお願いいたします。33ページをお願いいたします。

1の電子計算管理運営事業でございますが、電子計算機の効率的な運用管理によりまして、42業務のホストコンピュータシステムを運用しているものでございます。

2の電子自治体推進事業でございますが、これは熊本県電子申請受付システムを県と市町村との共同で開発及び運用を行っているものでございます。

3の県民IT学習相談室事業でございますが、県民からのパソコンの操作等に関し相談を受けるIT学習相談室を熊本県民交流館パレアに設置して運営しているものでございます。

4のチャレンジド・テレワーク推進事業でございますが、障害者の在宅就労の機会を拡大するため、情報機器を用いました在宅就労の支援などを行っているものでございます。

5の汎用型GIS構築事業で、これは新規事業でございますが、各種行政情報を電子地図上に掲載する汎用型GIS、地理情報システムを県と市町村との共同で構築するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○由解文化企画課長 文化企画課の由解でございます。よろしくお願いいたします。資料の34ページをお願いします。

まず、文化振興関係事業でございますけれども、1の文化行政推進でございます。本県

の文化振興につきまして御意見等をいただいております熊本県文化振興審議会の運営、また、本県の文化活動の中心的役割を担っております熊本県文化協会が行います事業への補助等を行うものでございます。

2の熊本県芸術文化祭推進事業でございますけれども、民間の文化関係団体や市町村と協力いたしまして、熊本県芸術文化祭を9月から12月までの4カ月間開催するものでございます。県立劇場でのオープニングイベントや、また、県下各地域の文化祭、展示会等約150近い催しの参加を得まして県下一円で展開するものでございます。

次に、博物館関係事業でございます。県内各地で自然観察会やまた史跡見学会の開催、また自然や歴史遺産等の調査、また、県民からいただきました40万点を超す貴重な資料の整理、また、それらの資料を保管しております松橋収蔵庫の運営等を行うものでございます。今年度は、新たに松橋収蔵庫での資料の企画展示やまた学校での出前展示等、県民参加によるさまざまな博物館活動を行うこととしております。

次に、県立劇場関係事業でございます。

1の熊本県立劇場管理委託費は、文化振興の拠点でございます熊本県立劇場の管理運営と、また、文化事業を指定管理者であります財団法人熊本県立劇場に委託して行うものでございます。文化事業は、県が行います文化振興策の大きな柱でございます。指定管理者と県と共同して企画立案し実施してまいります。特に今年度は、県立劇場25周年記念事業といたしまして、世界的に有名なオーケストラと、また、指揮者によるコンサートなどを計画しております。

2の県立劇場施設整備でございます。当劇場のホールの空調機と舞台設備等につきまして機器の交換、また修繕等を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○園田国際課長 国際課の園田でございます。よろしくお願ひいたします。資料の35ページをお願いいたします。

まず、1の国際理解を進めるための教育の充実でございますが、これは学校における外国語教育の充実と地域における国際交流を推進するため、外国青年招致事業として、平成19年度は161人の外国語指導助手と国際交流員を招致することとしております。

2の多彩な国際交流の推進につきましては、中国広西壮族自治区、米国モンタナ州、韓国忠清南道との姉妹交流事業を通じて相互理解を促進しますとともに、モンタナ州及び忠清南道への県職員派遣及びモンタナ州に設置している熊本プラザで熊本の文化紹介などを行うものでございます。

36ページをお願いいたします。

3の国際協力の推進につきましては、まず、1の熊本県海外研修員等受入事業としまして、海外技術研修員及び県費留学生を受け入れますほか、2の自治体職員協力交流事業としまして、自治体国際化協会を通じまして、韓国から1人を受け入れることとしております。

4の国際化に対応した環境づくりにつきましては、熊本県国際協会に委託しまして、国際相談コーナーなどの運営を行うものでございます。

5の旅券の発給につきましては、旅券法に基づく法定受託事務でございます。なお、平成18年の旅券発行件数は約4万3,000件で前年に比べ約7.8%増加しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○小林交通対策総室長 交通対策総室の小林でございます。資料の37ページをお願いいたします。

まず、熊本都市圏交通問題対策事業でござ

いますが、九州新幹線の全線開業をにらみまして、熊本都市圏内の公共交通のあり方に関する諸課題に取り組むものでございます。熊本電鉄と熊本市電との都心結節、空港アクセスの改善策、さらにはノンステップバスの導入促進、または都市圏のバスの再編といった諸課題はございますが、特に今年は空港アクセスの改善策につきまして、リムジンバスの改善走行試験、さらに中長期策としての豊肥本線の延長についての事業化に向けた課題整理を中心として行ってまいります。

次に2の総合交通体系連携推進事業でございますが、県内の交通に係る既存計画をその現状を検証しまして、将来の交通ネットワークのあり方を検証していく、つくり上げていくものでございますが、本年度におきましては、南阿蘇鉄道において鉄道とバスの両方を合わせ持ちますデュアルモードビークルの実証実験の実施を予定しております。

次に、3の地方公共交通対策事業でございますが、国との協調補助及び県単独補助による地方のバス路線の維持対策事業でございます。

4の九州新幹線建設促進事業につきましては、新幹線建設を22年度末に確実にするための建設財源の確保と、開業後の利便性の高い運行形態の実現のための各種要望事業ということになってございます。

次に、38ページをお願いいたします。

5の並行在来線対策事業でございますが、肥薩おれんじ鉄道の活性化に関する各種取り組みでございます。

次の6の自動車道建設促進事業につきましては、島原・天草・長島架橋構想に関する各種取り組みということになってございます。

7の国際線振興対策事業でございますが、阿蘇くまもと空港唯一の国際定期便であります熊本―ソウル線について週5便化を図るため、17年度から重点的な取り組みを行っておりますけれども、これを確実に実現するため

の各種キャンペーン等を展開していく予定としております。

次の8の地域航空推進事業につきましては、第三セクター天草エアラインの経営を支援するとともに、さらに天草地域の地域振興に役立つ航空手段とするための各種取り組みでございます。

次に、9の阿蘇くまもと空港国内線振興・環境対策事業につきましては、国内線の基本路線の充実等、または阿蘇くまもと空港周辺環境整備事業等を行っていくこととしております。以上でございます。

○甲斐統計調査課長 統計調査課でございます。資料の39ページをお願いいたします。

1の委託統計調査の実施でございます。統計調査課は、国の統計調査を実施いたしますための地方統計機構として位置づけられておりまして、本年度は14件の統計調査を国から受託して実施いたします。ちなみにこれらに要する経費は人件費を含めまして国の負担でございます。14件の内訳は例年実施いたしております経常調査11件と、次に掲げております①から③までの5年に一度行います大規模な調査でございます。

資料の40ページをお願いいたします。

2の県単独事業の実施でございます。①加工統計の作成では、既存の資料を加工推計いたしまして、県経済の実態を把握するための県民経済計算、市町村の経済実態把握のための市町村民所得推計、さらに毎月の市町村人口・世帯数を明らかにいたします推計人口調査等の統計の作成を行います。また、ホームページ等により統計資料の普及にも努めているところでございます。

以上よろしくをお願いいたします。

○中原隆博委員長 出納局に移ります。

○藤本会計課長 会計課藤本でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。資料の41ページをお願いいたします。

財務会計オンラインシステム再構築事業でございます。現行の財務会計システムは昭和60年度に運用を開始しておりますが、県民サービスの向上、財務会計事務の効率化、高度化等を目的に新しいシステムの開発に取り組んでいるものでございます。

2の新しいシステムの主な特徴でございますけれども、3点挙げております。まず、予算編成から決算に至るプロセスの一元的な管理と、事業と科目両面からの予算執行管理、2点目が職員のパソコンを端末として、財務会計データの業務への活用、3点目が県民の方々が24時間いつでも自宅のパソコン等から納付できる電子収納の仕組みをそれぞれ導入することでございます。スケジュールといたしましては、平成20年度までに詳細設計、システム開発を終え、21年4月からの運用開始を予定いたしております。

以上でございます。

○坂本管理調達課長 管理調達課の坂本でございます。よろしくをお願いいたします。

資料の42ページをお願いいたします。

1の用品調達基金管理事業でございますが、事業内容は、県で使用する用品の調達に関する事務の簡素化及び効率化を図るため、基金により集中購買を実施するものでございます。平成18年度におきます集中購買の実績は金額で21億3,900万円余、契約件数で2,600件余となっております。

次に、2の電子入札システム開発事業でございますが、説明欄1の事業内容でございます。物品の調達及び業務委託について、インターネットを利用した電子入札を導入するため、システム開発と維持管理を行うものでございます。説明欄2に書いておりますが、業務の効率化、コスト削減、入札手続の透明性、公平性の確保を目的としております。導入ス

スケジュールにつきましては、昨年10月から一部運用を開始し、この4月から管理調達課が入札で調達するすべての物品を、それから、平成20年4月から全所属が入札で調達するすべての物品業務委託等と管理調達課が随意契約で調達するすべての物品に拡大することとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高原人事委員会総務課長 人事委員会事務局でございます。資料の43ページをお願いいたします。総務課と公務員課の主要事業を合わせて御説明させていただきます。

1の採用試験事務でございますが、総務課の事業で平成19年度の県職員及び警察官の採用試験を表の区分に応じまして、それぞれの日程内容によりまして実施することとしております。

次に、44ページをお願いいたします。

公務員課の事業でございます。2の公平審査事務は、市町村等からの受託分を含めまして、職員からの不利益処分に関する不服申立等につきまして、審査を行うものでございます。

3の給与関係等調査は、民間企業の実態等を調査し、議会及び知事に職員の給与について報告を、必要があると認める場合は勧告を行いますとともに、勤務時間等の勤務条件についても調査研究を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○児玉監査委員第一課長 監査委員事務局でございます。資料の45ページをお願いいたします。

監査委員事務局は4名の監査委員のもと、職員17名で監査業務に従事しております。平成19年におきましては、本庁、出先機関、公営企業等合わせて317機関・団体を対象に実施監査や例月現金出納検査などを実施する予

定でございます。なお、工事監査業務につきましては、外部委託を実施することにしております。また、監査結果につきましては、指摘事項として報告、公表等を行うとともに、各機関に対し事務事業の適正な執行に努めるよう求めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○畑坂議会事務局総務課長 議会事務局でございます。資料の46ページをお願いいたします。

議会運営費でございます。これは定例会、委員会等の出席の費用、政務調査費等の交付などを行い、議員の円滑な議員活動と議会の円滑な運営に資するための経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

以上で、平成19年度主要事業及び新規事業説明について執行部の説明が終わりました。

次に、本委員会に付託されました議案について、執行部の説明を求めます。

それでは、原田総務部長から、総括説明をお願いいたします。

○原田総務部長 きょうは執行部を交えましての初めての委員会でございます。中原委員長、小早川副委員長を初め委員の先生方にはこの1年間いろいろとお世話になると思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、今回提案をいたしております議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、今回の一般会計補正予算、これは第1号議案と第15号議案の2議案を同時に提案をいたしております。そのうち、第1号議案は、障害者自立支援法の円滑な執行を図りま

助金を財源として設置をいたしました障害者自立支援対策臨時特例基金、この基金の活用による障害者の地域生活移行や就労支援を推進するための経費、2つ目には国の河川改修に伴う国からの受託事業による県道のつけかえ、そして3つ目には身体に障害のある生徒が安全かつ円滑に学校生活を送りますために必要なエレベーター等の整備について補正を行うこととしておりまして、総額で7億7,200万円を計上させていただいております。

次に、第15号議案は、衆議院議員第3区補欠選挙の執行経費といたしまして3億2,900万円を計上させていただいております。これら6月補正予算の合計11億100万円と現計予算額を合わせますと7,329億6,000万円となります。また、あわせまして政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例等の条例案件につきましても、御提案をさせていただいております。

この後、予算議案につきましては財政課長から、また、条例等の議案につきましては各課長、総室長からそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、市川財政課長から、平成19年度6月補正予算の概要について説明をお願いいたします。

○市川財政課長 財政課でございます。お手元の総務常任委員会説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

資料の1ページは、6月補正予算の概要でございますが、総務部長説明と重複いたしますので、簡潔に御説明いたします。下の表の補正額の欄をごらんください。

第1号議案は、補欠選挙以外で7億7,200

万円、第15号議案は補欠選挙関係で3億2,900万円、合わせて11億100万円の予算規模となっております。

次に、2ページと3ページをごらんいただきますでしょうか、補正予算第1号補欠選挙以外の予算で歳入予算でございます。3ページでございますが、12の繰入金6億円余は、障害者自立支援対策臨時特例基金からの繰り入れ、1つ飛ばしまして、14の諸収入5,500万円余は県道つけかえ工事に伴う国からの受託収入、15の県債2,800万円は高等学校施設整備に伴うものでございます。戻りまして、13の繰越金6,000万円余でございますけれども、これは障害者関係と高等学校関係について必要な一般財源に対応するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。歳出予算でございます。

1の一般行政経費2億8,000万円余は障害者自立支援法関係の事業でございます。

5ページの2投資的経費につきましては4億8,900万円余でございます。

次の6ページは、地方債の限度額の補正でございます。教育債の関係でございます。

7ページからが補正予算第2号補欠選挙関係でございますが、歳入予算につきましては8ページをごらんいただけますでしょうか、8ページの一番上の9国庫支出金でございます。約3億2,900万円余でございます。

9ページが歳出予算でございますが、1一般行政経費としまして、歳入予算と同額の3億円余を計上しておるところでございます。

以上が平成19年度6月補正予算案の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

○中原隆博委員長 次に、各課の説明に入ります。関係課長から順次説明をお願いいたします。

○岡本秘書課長 秘書課でございます。説明資料の11ページをお願いいたします。



第2号議案として、政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を提出しております。改正の趣旨は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴い関係規定の整理を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、知事が作成いたします資産等報告書に掲げる事項の中から、郵便貯金及び金銭信託を削りまして証券取引法を金融商品取引法に改めるというものでございます。

施行期日は、郵政民営化法関係が平成19年10月1日から、証券取引法関係は法律の施行の日からとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○田崎人事課長 人事課でございます。資料の13ページをお願いいたします。

第3号議案熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。15ページの概要に沿って御説明をさせていただきます。

1の条例改正の趣旨ですけれども、今回の改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律により、国家公務員退職手当法が改正されたことに伴い関係条例の規定の整理を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、まず、(1)は雇用保険の受給資格の改正によるものでございます。これは現在例えば、育児休業代替臨時職員が6カ月以上勤務して退職した場合には退職手当を支給しておりますけれども、この支給額が仮にその職員が雇用保険に加入していたとして受けられる失業給付額より少ない場合には、その差額を失業者の退職手当として支給することといたしておるものでございます。この失業者の退職手当の支給要件は、雇用保険の受給資格にならない勤続期

間を現行では6カ月以上としておりますが、雇用保険法及び国家公務員退職手当法におきまして、受給資格要件が勤続期間12カ月以上に改正されたことを受けまして改めるものでございます。関係する条例はここに掲げてありますように①から③の3本の条例でございます。

次に、(2)でございますが、これは船員保険法の改正によるものでございます。民間企業で働いた後、本県職員として採用された職員が本県を退職した場合に、雇用保険法または船員保険法の規定により失業給付等の支給を受ける場合には重複支給を避けるために、失業者の退職手当は支給できないこととしておりますが、今回、船員保険法の失業給付に関する部分が雇用保険法に統合されたため、その規定の整理を行うものでございます。

施行期日は、雇用保険の受給資格改正に係るものは平成19年10月1日から、船員保険の改正に係る部分につきましては、平成22年4月1日としております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○山野職員課長 職員課でございます。恩給関係で条例改正を2本お願いしております。説明資料の16ページをごらんいただきたいと思っております。大変名称が長うございますので、全文は省略させていただきます。要約すれば恩給の算定の基礎となります在職期間の通算に関する条例の改正でございます。18ページに概要をつけておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

2のところは改正内容を記載しております。ここをごらんいただきたいと思っております。1点目が地方自治法の改正によりまして、出納長及び吏員制度が廃止されたことに伴いまして、関係規定の整理を行うものでございます。2点目が学校教育法の改正によりまして、大学の助教授が準教授に、それから盲学校、

聾学校または養護学校が特別支援学校に改められましたことに伴い関係規定の整理を行うものでございます。いずれも形式的な改正でございまして、実質的な内容の改正はございません。

適用につきましては、平成19年の4月1日といたしております。

引き続きまして、説明資料の19ページをお願いいたします。

議案第5号熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例でありますが、20ページに概要を記載しておりますので、そちらをごらんください。2に主な改正内容を記載しております。主な改正内容は2点ございまして、(1)と(2)が支給停止要件に該当した場合、あるいは受給者が死亡した場合にもかかわらず誤って支給した恩給につきまして、その後を支払われる例えば、遺族等への恩給等々と相殺できるようにしたことでございます。

これにつきましては、公布の日から施行することになっております。

2点目は(3)でありますが、遺族である重度障害の成人の子への支給につきましては、職員本人の死亡当時から引き続きまして重度障害の状態にあることを要件とすることを明文化したものでございます。

施行につきましては、本年の10月1日からいたしております。(2)につきましては必要な経過措置が設けられております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○市川財政課長 財政課でございます。資料の21ページに議案第6号手数料条例の一部を改正する条例を記載しております。次の22ページに条例案の概要をつけておりますので、この概要に沿って御説明させていただきたいと思っております。

2番の改正内容でありますが、2点ございます。(1)は建築基準法の改正によりまし

て、建築確認について従前、県の審査のみでございましたけれども、一定の建築物、例えば鉄骨づくりであれば4階以上など、そういったものにつきましては、県とそれから構造計算適合性判定機関という2段階の審査になったところでございます。これに伴いまして1段階目の県の審査段階で不相当となったものにつきましては、申請の際にお支払いいただきました手数料のうち、2段階目の審査に要する費用の一部、これを還付する制度を設けるものでございます。(2)は引用法令の条項ずれに伴う改正でございます。

3の施行期日につきましては、交付の日とし、一部は関係法令の施行の日としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○富田税務課長 税務課でございます。県税条例の改正でございます。地方税法の改正がございまして、それに基づいて所要の改正を行うものでございます。27ページの概要のところ御説明をいたしたいと思っております。主な改正点は4つほど——ここに(1)から(4)まで書いてございます。

まず、1番目の郵政民営化関係としましては、郵便局を定めておりました郵便振替法が廃止されましたので、条例の規定もこれを削除したものでございます。

次の2番目の信託法の改正でございます。これはちょっと複雑でございますので、次の28ページを見ていただきたいと思います。補足資料をつけてございます。信託法は大正11年に制定以来、初めて抜本的に改正をされておるものでございます。これまでの土地、財産の信託からいろんな種類の信託が可能となっております。上段の箱の改正後の方を見ていただきたいと思います。そこに記載しておりますとおり、これまで土地や建物を信託するということに加えまして、事業そのものを

信託する場合とか、受託者が信託銀行だけでなく、法人でない社団とか、個人まで信託を受託することが可能になりました。県内ではまだ事例はございませんけれども、全国的にこういう事例が発生しておりますので、普通の法人と同様の課税をするために信託法の改正及び所得税法、国税、地方税法の改正がなされたものでございます。このため、県税としましては下の方に書いてございますとおり、法人県民税、法人事業税につきまして国税と同じように法人でない社団や個人に対しても課税ができるように、また、信託財産ごとに別の法人とみなして課税ができるように改正を行うものでございます。前のページの方に戻ってください。

3番目は証券取引法の改正に伴って名称を証券業者等から金融商品取引業者等に用語の修正を行うものでございます。

それから、4番目は勤労者財産形成促進法の改正関係でございます。独立行政法人の雇用能力開発機構が行う融資制度が今般廃止されましたことに伴いまして、不動産取得税に係る特例措置についても廃止を行うものでございます。

施行日につきましては、下の方に記載しているとおりでございます。

以上でございます。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。資料の29ページをお願いいたします。

第12号議案でございますけれども、熊本県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の委託を受けることについてでございます。30ページの方の議案の概要で御説明させていただきます。熊本県後期高齢者医療広域連合は、老人医療費の増加傾向を背景に平成18年6月に公布されました健康保険法等の一部を改正する法律により創設されました75歳以上の後期高齢者を対象とした医療制度に基づきまして、県内全市町村の加入により平成19年、

今年の2月1日に設立されました地方公共団体の組合でございます。地方公共団体の組合は、地方公務員法により公平委員会の設置が義務づけられておりますけれども、事務の効率化等のために、公平委員会の事務を県に委託するという事としたものでございます。なお、本県につきましては、平成19年4月1日現在で6市34町村及び29の組合が県に公平委員会の事務を委託しているところでございます。

以上でございます。

○由解文化企画課長 文化企画課でございます。資料の31ページをお願いいたします。

平成18年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。県立劇場施設整備事業費の2,438万3,000円を繰り越しております。これは県立劇場の空調設備の改修工事におきまして、県立劇場を連続して長期に休館させることが困難でありましたために、工事日数が不足したことによりまして、一部の工事を繰り越したものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終了いたしましたので、平成19年度主要事業、新規事業及び付託議案等につきまして質疑を受けたいと思います。今、御説明いただいた中で、これに関連することであれば主要事業の何ページのというような形で、具体的におっしゃっていただければ、なお、ありがたいかと思っております。

質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 主要事業の方なんですけれども、28ページ、男女共同参画・パートナーシップ推進課にお尋ねをします。(1)で市町村男女共同参画促進事業ということで、市町村における男女共同参画計画策定の働きかけを

やっていきますということですが、県内市町村の参画条例とか、計画の策定の状況が非常に他県と比べて遅いんじゃないかというようなことも聞いておりますし、また、市町村合併等のさなかでその辺の対応ができなかったということも聞いておりますが、市町村合併も一段落をしております、この辺の状況が今どうなっておるのか、お伺いいたします。

○広崎男女共同参画・パートナーシップ推進課長 ただいまの御質問でございますけれども、現在、県内市町村の男女共同参画計画につきましては、県内14市町が策定済みでございます。実は昨年度全国調査の結果、熊本県は市町村の計画策定率が全国最下位ということでございまして、全国の都道府県におきます市町村計画策定率平均が44.4%でございますが、私どもが17.6%というような昨年度の実績でございました。その状況を踏まえまして私どもの方では県内各市町を訪問させていただいて、各首長さん、それから担当課長さん方にお話をさせていただきながら、各市町村で計画を策定いただくようお願いを申し上げております。その結果、本年4月1日現在では29.2%と約10%程度向上いたしております、また、引き続き残りの各市町村を訪問なり啓発活動なりをさせていただきながら御協力をいただいて計画の策定を進めていただきたいと思いますというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○鎌田聡委員 全国最下位という状況から若干29.2%ということではありますが、全国的な平均からしますとまだ足りないような状況だというふうに思います。あとその中身ですが、条例ができているところと計画ができているところの内訳を。まず計画ができて条例をやるんですね。

○広崎男女共同参画・パートナーシップ推進課長 現在、県内で9の市で条例をつくっていただいております。計画だけをつくられるところもございまして、条例と計画両方おつくりのところもございまして、両方なければならぬというわけのものでもございせん。特に計画につきましては、基本法上は努力義務となっておりますので、必ずしも策定しなければいけないということではございません。条例の9市につきましては、これは各市が積極的に当該市において条例の策定の必要性があるという御判断のもとに策定をいただいたものでございます。

それから、町だけを挙げますと、現在は長洲町、植木町、大津町、以上の3町としては計画をつくっていただいております。

○鎌田聡委員 努力義務でしょうけれども、やっぱり男女共同参画に向けた取り組みというのは非常に重要な取り組みですので、全国的な状況を含めて熊本は非常に残念な状況にありますので、ぜひ今年度また頑張ってくださいというふうに思います。

29ページに県民交流館パレアの管理運営ということで書いてございますが、これは多分昨年度の常任委員会の中で意見が出ていたかと思いますが、パレアの会議室を借りるときに電話で予約ができずに、行って金を払わぬと結局予約ができないという状況なんです。もちろん予約だけとって当日すっぽかされると金が入ってきませんので、その辺の兼ね合いはあると思いますけれども、やっぱりいろんな会議に使うため予約するときに、大体、電話一本だとか、インターネットで押さえができるだとか、そういった利便性も考えていかないとわざわざ足を運んでいって事前に金を払ってかんといかぬというような運用では少し問題があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺の検討状況をお聞かせいただきたいと思います。

○広崎男女共同参画・パートナーシップ推進課長 昨年の本委員会におきましての渡辺委員からパレアの予約システムについてもう少し簡略化、簡便化できないかという御質問がございまして、私どもの方で簡単に申しますと、現在検討中ではございますが、例えばインターネットでの予約等につきましても、現在のところは実施をしておりますけれども、会議室の空室状況等が確認ができるように検討しておるところでございます。

ただ、今実際に会議室の使用は、まず電話で仮予約をしていただいて7日以内に使用許可申請書を窓口にお持ちいただく、あるいは郵送で提出をしていただくと、受付のところにおきまして対面で使用の状況、目的等を確認をした後に使用料を2週間以内にお払いいただく、利用者、利用者の方々にとっては不便だなと思えるところもあるかもしれませんが、例えば、会議室を利用いたしまして、販売等の行為をされるというようなことが、一たんお貸ししてしまいますと中でどういうことが行われておるかかわからないという状況もございますので、現在のところは検討中ではございますが、すべてインターネットあるいは電話でというふうにはなかなか難しいのではないかなというふうに思っています。

ただ、再三の御指摘をちょうだいいたしておりますので、ぜひ利用者の方々により使いやすいパレアとなりますように検討しているところでございます。また、その結果については、御報告を個別にでも申し上げたいとは思ってはおります。

以上でございます。

○鎌田聡委員 借りる側もいろいろ問題がある行為をされる可能性もある、その辺はわかります。わかりますけれども、何回も借りてる人がですよ、何回も同じような手続をせな

いかぬというのは利便性を考えた場合も、大体1回、2回目、3回目借られている方は相手の信用性も出てきていると思いますので、そのすみ分けをして、最初の人だけ、こういった手続をせないかぬけれども、2回目、3回目以降の人たちはもう少し簡素化できるような、そういった中身のやり方の工夫をぜひ検討いただきたいと思います。

○中原隆博委員長 今、御指摘がございましたように、利便性をもう少しよくしてほしいとか、そういうことを含めまして再検討をよろしくお願ひしたいと思います。また、それよりもう少し前進したよう形でのそういった受付等ができるということであれば、何月までにこうできますということを委員の皆様方にもぜひお知らせいただきたいと思います。パレアを利用なさる方の気持ちということを酌みながら御検討いただきますよう重ねてお願ひを申し上げます。

ほかに。

○吉田忠道委員 説明資料の26ページ、危機管理防災関係なんですけれども、平成17年度に県の国民保護計画が制定、作成されました。各市町村においては、18年度で契約されて全部終わっているかと思っておりますけれども、この県の総合防災訓練の中に、この国民保護計画を盛り込んだ訓練を想定の中に入っているであろうというふうに私は想像しておりますけれども、どちらかといえば自然災害でなくて人的災害ですかね、テロの関係、これらの訓練の想定といいますか、概略わかるのであればこれを教えてもらいたいということ、今後の訓練の方向、今年は球磨村の総合運動公園で実施される予定でありますけれども、県全体がそれと似たようなもっと大がかりな訓練に入っていく計画があるかどうか、その点を聞きたいと思っております。

○坂田危機管理・防災消防総室長 防災訓練の概要でございますけれども、今、吉田委員、御指摘のとおり、国民保護の訓練もあわせて実施するというふうにしております。この訓練の中身につきましては、今現在、関係機関と検討をしているところでございますけれども、基本的には一つは水防関係の訓練、それともう一つは林野火災の対応の訓練、それと地震に対する例えば、孤立地帯の救助、救援の訓練、それと国民保護の対応の訓練というふうなことで今計画をしているところでございます。国民保護の関係は、一つは化学テロを予想してマーケットで避難誘導をし、化学的ないろんな汚染に対する対応を訓練していくというようなことを今計画しているところでございます。今後の計画につきましては、今年の9月に実施をいたします。これにつきましては従来、総合的な訓練ということで自衛隊さん、県警さん、九電さん、日赤さん、いろんな関係機関集まって大規模な訓練ということで県では総合的な訓練として位置づけているところでございます。今後につきましては、現在今年まず実施するというところで考えているところでございます。

○吉田忠道委員 国民保護については、今年が初めてですか、去年はやってない。

○坂田危機管理・防災消防総室長 今年は2回目でございます。

○吉田忠道委員 昨年実施した中での例えば問題点といいますか、それを今年にこう変えるとかというのは何かありますか。

○坂田危機管理・防災消防総室長 去年は菊池市で実施をしたところでございます。その場合は化学的な処理について、分析といいますか、どういう観測機器が使われていたかといった点あたりを、そういう分析あたりの関

係で、もうちょっと工夫が必要かなというようなところで、今回はそこらあたりも含めたところで対応していきたいというふうに思っております。

○吉田忠道委員 別の質問ですけれども、

○中原隆博委員長 どうぞ。

○吉田忠道委員 次は31ページ、地域政策関係のところ、6番熊本都市圏総合調整推進事業の中で、水資源保全の啓発や定住促進等の支援を行うということになっておりますけれども、これは周辺でありますので、市町村としてはどの付近までいっているのか、あるいはこの水資源保全の啓発上何か問題点になっておるところというのはありませんか。

○梅本地域政策課長 都市圏ビジョンを策定いたしましたのは熊本市と周辺市町村の15市町村でございます。その市町村が一緒になってつくりましたので、これを今年からころがしていくということで、具体的には何ができるかということ、15市町村のワーキングチームをつくりまして具体的に今検討中でございまして、その一つが水資源の保全に共同して取り組もうというところでございます。まだ今検討中でございまして、具体的に例えば、将来的に統一条例をつくるかといった話も出ておりますけれども、現実としては一緒に水保全のためのキャンペーンをやったり、節水キャンペーンをやったりといった取り組みから始めようということが今議論をされております。

○中原隆博委員長 よろしいですか。

私からちょっと。先ほどの危機管理防災消防の関係に関連してよろしゅうございますかね。はしかというのが特定の大学とか、特定の地域だけに限定されたような形で発生して

います。だから、人間はそこに集まりますが、いろんなところから集まってくるわけです。そういたしますと鳥インフルエンザもそうなのですが、まだ原因がはっきりわからない。先ほど化学テロのお話がありましたから、あえて申し上げますけれども、はしかあたりが特定の地域だけ、あるいは特定の場所だけですよね、大学の構内とか、それだけに限定されているというのは非常に腑に落ちない、そこをどのように危機管理として持つておられるか、わかる範囲で結構でございますので、総室長どうでしょうか、腑に落ちないわけですよね、特定の大学とか、特定のところだけでしょう、そういう人は例えば、家から通ったり、寮から通ったり、いろんなケースがあるわけです。ところがその地域におられて友だちとか、いろんな形でそっちに対する発生はないのに、ひとつのところだけにそういう形で集中しているというのは化学兵器テロとか、そういう部分を含んでいるんじゃないかなと危惧の念を抱くわけなんです。それについて何か、危機管理として。

○坂田危機管理・防災消防総室長 ちょっと私も実態をそこあたりはまだ十分把握をしていないところでございまして、新聞とかなんかで見る範囲では関東方面に旅行したとか、そういうところで何か伝わってきたとか、いろんな経路が、その伝染経路があるような感じでございますけれども、それが原因について詳しくは私もちょっと存じてないところでございます。

○中原隆博委員長 私が心配するのは特定の大学とか、特定の地域とか、限定された形ではしかあたりが蔓延しているような状況なものですから、非常に気になるところでございますから、これから、そういうことも含めた危機管理というのが大事じゃないかということとで申し上げさせていただきます。今後

においてそういうことを含めて幅広い形での化学、あるいはまた、生物兵器等に対する対応方もあわせて、これは検討してやっておくべきことではないかなというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

ほかに質疑はございませんか。

○吉田忠道委員 37ページ、交通対策の件で熊本市圏交通問題対策事業の中の⑤番として、環境問題の対応というのが書かれています。公共交通機関を利用したキャンペーン等はやられておるようですが、このキャンペーンをこれは毎年やられておると思いますが、キャンペーンをやられたときの結果の成果といいますか、今後これは限定だと思えますので、この間成果があつてそれをやめた後はどうなのか、あるいはまた、次の年やってどうなのか、その付近の継続的な成果をお聞きしたいのですけど。

○小林交通対策総室長 公共交通機関利用促進キャンペーンにつきましては、バス協会の行う事業に対する補助という形で出しております。バス協会の方で今中心にキャンペーンされておりますけれども、全体の事業費が1,600万円程度ということで行っておりますが、各種バスの利用に対する広告であるとか、イベント関係が中心で、もっぱら公共交通機関に対して呼びかけということですので、効果測定はまだ至っていないというふうに聞いております。

○吉田忠道委員 このキャンペーンは今何年くらい続いていますか。相当やっておると思います。

○小林交通対策総室長 済みません。今、手元に何年間かというデータはないんですが、平成12年から行っている事業だということとあります。

○吉田忠道委員 そのキャンペーンは私はそれなりに目的があってやっておられると思いますけれども、本当に目的を達しているか、あるいは目的のために沿っていつているのかというのはちょっと事業分析が必要だと思うのです、今後継続するかどうかというのはです。ただ、単なるキャンペーンだけでは意味がないと思うので、その付近はしっかりと聞きたいのですけれども。

○小林交通対策総室長 委員、御指摘ございましたが、公共交通機関の利用につきましては、ただ、キャンペーンだけでは到底利用するものではございません。今、都市圏バスの再編を初めとして各種鉄道利用等、構造にかかわる取り組みを行っているところでございます。こうしたものがかみ合わないと、到底熊本の本車利用が中心となったような都市圏においては、公共交通機関利用が進むわけではございません。これは第一門であります。その後キャンペーンが必要ないかといいますと、当然キャンペーンということで意識づけという活動は必要なわけでございます。そうしたところが一つ一つの利用がどれだけの効果が上がるかというのは、なかなか測定は難しい、測定するだけの予算もないという中で最低限の活動、キャンペーンについては最低限必要な活動を行っているというふうに考えております。

○中原隆博委員長 吉田委員よろしいですか。

○吉田忠道委員 はい。

○西岡勝成委員 関連もちょっとするかもしれませんが、交通対策室長、三県架橋の大会、私もね、もう10回以上多分、長崎に行ったり、鹿児島に行ったり、天草で大会に

出るんですけども、大体、もう出席しなされる方は90%同じ、多分区長さんとか、JCとか、老人会とか、役所の方とか、大体、同じ方が出席されてやられるんです。事業そのものはもちろん国に対する国交省に対するアピールというのはわからぬでもないんですけども、やっぱりこういう機会に、例えば子供たちを呼んで、まあ大体、1時間か1時間半くらいで終わりますので、地元の子供たちにそういうイメージというのかな、与える機会とか、そういう何かちょっと変わったことをやっていかぬと。毎年毎年、場所は変わりますけれども、多分、出席されている方は90%くらい同じ方で事業もシステムとか、海流の調査とか、そういうことをやっておられるんですけども、もちろん国交省に対する、先ほども言いますようにアピールせないかぬ部分もあると思うのですが、何かマンネリ化して、行くたびに何か寂しくなるような感じがするのですけれども、その辺どうですか。

○小林交通対策総室長 今、西岡委員がおっしゃいました、三県架橋、天草、島原、長島ということで各地に2年ごとに持ち回りで大会を開催しております。各大会1,000人規模の人間が参加いたしまして、これは例えば、昨年の牛深でありますと、牛深のときは1,000人集まる大会というのは大規模な大会でございます。昨年も大変な熱意を感じておりますので、私どもは決してマンネリ化した雰囲気というものは感じておらないわけでございますが、一つそうした機運をつくって、この構想自体全体で橋脚分だけでも2,800億円程度の大事業でございます。一朝にできるものではなくて、きちんとした技術調査を長年積み重ねてようやく進んでいくものでございまして、少なくとも今、長島架橋については、高進捗区間として国土交通省も認めるような状況でかなり進んできているというふう感じております。こうした中で機運の盛



り上げというものをなるべく切り口を変えて進めていくべきであるということについては認識しておりまして、例えば今、委員もおっしゃいました子供たちの意識づけを高めるという意味では3県の少年サッカー大会というものをここ数年行っておりますとか、絵画コンクールまたは作文コンクールというものを通じて、子供のレベル、また、子供を持つ家族レベルの意識を高めようという活動を展開しておるところでございます。

○西岡勝成委員 3県のサッカー大会とか、別にありよるんですけれども、それは名を変えただけの話であって実態はどうやってどういうところにかかると、子供たちは全くわからないわけです。だから、こういう機会に高校生でも小学校の高学年でもいいから、やっぱりそういう夢が現実として動くのだというような一つの教育のチャンスにもできればして、若者に夢を与えてほしいし、そういう企画もたまには変えてやってほしいと思います。

○小林交通対策総室長 委員、御指摘のことをしっかり認識しつつ取り組みを展開したいと思っております。

○西岡勝成委員 よろしく申し上げます。

○中原隆博委員長 今、私からちょっと言うのもなんでございますけれども、やっぱり子供たちが夢を持って、そしてまた、現場の先生方もそれぞれ、地方政治家といえども、これは夢を語らなければならないわけです。だから、今お話がありましたように、児童、生徒を含めて若い人たちにもそういったイベントに参加していただくとか、やっぱり大々的なこの将来の構想を見据えた三県架橋に向かう気持ちを企画、立案していくべきじゃないかと、このようにも私も思いますので、どう

ぞひとつまた、今年度以降も新たな斬新なアイデア等を持ち込んだような形での大会をぜひつくっていただきたいと要望を申し上げます。

ほかに。

○竹口博己委員 市町村総室松見総室長、大変御苦労されて、25ページにもうたっておりますけれども、既に合併された市町村に対する支援策、それはそれとして大事ですね、立派に取り組んでおられます。これから取り組んでいこうとされております。それともう一つは新たな合併の推進という、この旧法制下での合併の時期ですね、いろいろ県の姿勢も指摘されてきたところですけども、県は推進すると言いながら何やら一歩引込んだ、問題は現場だ、現地だ、現地の思いを尊重するみたいなことで県が推進しているながら、リーダーシップを発揮したという場面がなかなか県民に見えてこなかったというのが印象ではなかったかと。先般、本会議でも議論がございましたけれども、この市町村合併に向けて、例えばそこにもうたっておりますけれども、熊本縣市町村合併推進構想第2次、これを今月末を目途に策定をするということなんでしょう。つまり何か動きがあったら、こういうことをするというのでなくしてですね、県が推進しとるんだしたら、もっと先手、先手でリーダーシップを発揮するのは恥ずかしいことでないと僕は思うのです。それを常に一歩引いて何か動きが出たら、よし、いくぞというようなのは、どっちがリーダーだと、だから、今残ってしまうところもある。自治体によっては、最後の結びにつけてある合併機運の醸成に取り組む——それは意識の啓発とか何とかを指しておるんでしょうけれども。どうなんですか、室長、合併したがよかったですよというような動きをされるんですか。余り具体的にいくとまた総室長もかわいそう

だから、とにかく例えば植木だとか、益城だとか、特に熊本市政令指定都市が望ましいし、それに県も支援するというスタンスを天下に明らかにされたんだから、飛び地というものがないんだから、熊本市に隣接する自治体に市と合併した方が先々いいんじゃないかという立場で積極的な言動をとっていかれるのか、ちょっと安心するようなコメントを一言。

○松見市町村総室長 後ほど報告の中で御説明する予定だったわけなんですけれども、現在、市町村合併の推進構想第2次、これの策定改定作業をやっております。確かにその中では熊本と富合のみを入れた改定でございます。ただ、今回の議会で知事答弁にもありましたように、今年度中には合併新法の期限を踏まえまして、さらに多くの組み合わせを書き入れたいというふうに思っておりますので、それに向けての努力を、機運の醸成を初め、そういう働きかけを含めて熊本市と、政令市に関しましては熊本市とよく連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

○竹口博己委員 なるほど、わかりました。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。

○竹口博己委員 はい、結構です。ありがとうございました。

○早川英明委員 国際課です。36ページをお願いします。モンタナクマモトプラザの運営事業です。ここにございますけれども、このモンタナと熊本県は姉妹提携をされてもう随分たちますが、事ここに来てなお、このプラザを支援するような価値が、私は今現在ある

のかなというふうに思いますけれども、そろそろこのあたりもどんな方向にか見直すような時期に来ているのじゃなかろうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか、何かコメントございますか。

○園田国際課長 国際課でございます。今、委員、御指摘のクマモトプラザの件ですけれども、ちょうどモンタナとの姉妹提携が25周年になります。今年は記念式典も予定をしております。知事がモンタナに行くことにしておりますし、向こうからも熊本を訪問されるということになっておりますけれども、クマモトプラザについても議会の方でもちょっと御指摘があつておまして、現在、今の意見を踏まえながら検討しているところでございます。

○早川英明委員 わかりました。私は、同じこの事業を組んでいくなれば、今後は有意義な地域に、東南アジアとか、そっちの方にシフトした方がいいじゃなかろうかなというふうに思います。どうかひとつ御検討のほどをよろしくお願い申し上げます。

○中原隆博委員長 要望でよろしゅうございますか。

○早川英明委員 はい。

○中原隆博委員長 わかりました。ほかに質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 大変大きな問題で知事がいらっしゃれば知事が一番いいのですけれども、総務部長にお尋ねしたいんですが、知事も就任されて来春で、あと半年くらいで8年になります。どうしても我々も選挙で回って、知事の姿勢というのか、どこを向いておられるのか、なかなかわかりづらい。きょう

も説明の中でいつも出てくるんですけれども、ユニバーサルデザインとパートナーシップというのはいつも並列的に基本姿勢というのですか、理念というのかな、という形で出てくるんですけれども、それは基本理念としてはわかるのですけれども、政策としてはなかなか、小さいことはいろいろやっておられることはわかっておりますよ、やっているんですけれども、それを熊本県がどういう方向に向いているという県民から見た場合、非常に見えづらい部分がありますので、何かセールスポイントというか、キャッチフレーズ的な、豊かで暮らしやすい熊本、なんだっけ、元気な熊本か、それ何かわからぬですけれども、しかし、東国原さんみたいに、何か要するに自分ところは農業県で宮崎の産品を売り込んでいくんだというような、何かわかりやすい、もうちょっとフレーズというか、動きというか、ないもんですかね。それ次第で選挙運動をしようか、しまいか……。

○中原隆博委員長 総務部長、明確なビジョンがちょっと欠けているんじゃないかと、こういう御指摘であります。

○原田総務部長 議員もおっしゃいましたように、非常に大きな質問といたしますか、だと思っておりますけれども、今おっしゃいましたUDとか、パートナーシップ、これは御指摘のとおり、理念といたしますか、その政策を進めていくに当たっての手法といたしますか、そういう面があると思っておりますので、そういう意味ではどういう方向というか、どういう政策を中心にやっていくのかというのか、見えづらいというのは確かにあると思っております。しかし、そういった理念を基礎に県政の基本においてやっていくというのは御理解をいただきたいと思っております。

あとは個別の政策につきましては、きょうは総合政策局もおりますけれども、御承知の

ように重点施策というのを定めまして、それを推進していると、それを評価しながらローリングしているという形でございます。ですから、その重点施策がある面では目指すべき具体の政策であるし、施策だというふうに私どもは理解しておりますけれども、何せ若干数が多いもんですから、そういう面では絞り込めてないという面はあると思っておりますけれども、今の御意見も踏まえまして、もう少し県民にとってわかりやすい形でのアピールというか、それはまた検討させていただきます。

○西岡勝成委員 ワンフレーズでいいと思うのですよ、もう少しはっきり方向性を出してください。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか、なければ、これで付託された議案等に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第7号まで、第12号及び第15号について一括して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、本委員会に付託されました請願を議題とし、これについて審議を行いたいと思っております。

まず、請第2号消費税の増税に反対する意見書の提出に関する請願を審査しますが、国レベルの問題でありますので、執行部の説明は省略いたします。

次に、採決に入ります。請第2号について

いかがいたしましょうか。

(「不採択」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 ほかに。不採択でよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 それでは、不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第2号を不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 御異議なしと認めます。よって、請第2号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、請第3号について執行部から状況の説明を願います。

○由解文化企画課長 文化企画課でございます。

請第3号熊本県立劇場にパイプオルガンの設置促進に関する請願では、請願の趣旨といたしましては、昭和57年に開館いたしました県立劇場のコンサートホールにはパイプオルガンの設置施設が確保されております。そこにパイプオルガンの実現を求めるものでございます。この件につきましては、県立劇場のオープン前の昭和56年ごろから再三検討を重ねてまいってきております。設置に伴います費用、例えば、他県の例では約2億円から3億6,000万円、設置後の維持費管理費の問題、また、設置期間中の6カ月程度の休館の問題、その他利用の頻度の問題等がございまして、現在まで実現に至っておりません。現在の財政状況、また、県立劇場の費用対効果等から考えた場合に非常に早期実現することは困難な状況でございますけれども、引き続き将来的に何らかの工夫や方策ができないか研究をしてみたいというように思っております。よろしくお願いたします。

○中原隆博委員長 ただいまの説明につきまして質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 なければ質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。請第3号についていかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第3号を継続審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認めます。よって請第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項については、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が8件っております。

まず、執行部の報告を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。それでは、関係課長から順次報告をお願いいたします。

まず、総務部から田崎人事課長、どうぞ。

○田崎人事課長 人事課でございます。お手元資料の総務常任委員会報告資料1をお願いいたします。

まず、熊本県職員行動規範の策定及び内部通報制度の外部窓口設置についてでございます。お手元資料の1の背景にありますように、地方分権改革が進む中、昨年来、他県においてではございますが、地方におきます公共調達をめぐるまして一連の不祥事が発生したと

ころでございます。このような中、昨年12月の全国知事会におきまして、都道府県における公共調達に関する指針が取りまとめられ、各都道府県においては、法令遵守の徹底や入札制度改革にそれぞれ取り組むこととなったところでございます。今回、策定する予定の熊本県職員行動規範及び内部通報制度の外部窓口設置は、当該指針に掲げられております法令遵守等を推進する本県の取り組みの一つでございます。

まず、2の(1)の熊本県職員行動規範についてでございますが、これは不祥事の防止を初め職員一人一人が県民との信頼関係をより確かなものにするために、職員がとるべき判断や行動のあり方について、基本的な事項を定めるものでございます。具体的には2ページをお開きいただきたいと思っております。2ページに熊本県職員行動規範骨子を掲げさせていただいております。この下の方の四角囲みで掲げておりますけれども、1の業務に対する姿勢から7番の危機管理の対応まで7つの分野におきまして①から③までございますけれども、13項目の心得を整理いたしております。今後この骨子に沿った形で県職員として心得ておくべきことなどをわかりやすくまとめたマニュアル的なものを策定していくことといたしております。申しわけございませんが、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

続きまして、2の(2)内部通報制度の外部窓口設置についてでございますが、平成18年4月1日から施行されております公益通報者保護法を受けて本県でも法令違反等に対する通報を適切に処理するため、平成18年4月から熊本県職員内部通報制度に関する要綱を定め県庁内に内部通報窓口を設置したところでございます。今般さらなる法令遵守を徹底するために、新たに弁護士による外部の通報窓口を設置することといたしております。制度の概要につきましては、3ページの方にフロー図を掲げさせていただいております。この

フロー図の右側でございますように、新たに外部窓口を設置するというものでございますので、後ほどごらんいただければと思っております。この熊本県職員行動規範及び内部通報制度の外部窓口設置につきましては、いずれにつきましても、この6月中の策定設置を目指して作業を進めているところでございます。

続きまして、報告資料2、引き続きよろしく願いをいたします。報告資料2でございます。熊本県中小企業振興基本条例の取り組みについてでございます。中小企業振興基本条例につきましては、商工観光労働部が窓口となっておりますけれども、全庁的に関連する事柄でございますので、当委員会においても御報告させていただくものでございます。

1ページをおめくりいただきたいと思っております。条例の概要というのが1ページ、2ページで熊本県中小企業振興基本条例が掲げられております。時間もございまして、この中身については、改めて御説明することは省略をさせていただきたいと思っております。

資料の5ページをごらんいただきますでしょうか、ここに中小企業振興基本条例の取り組みについてというところがございまして、まず、全庁的な推進体制としましては、従来から中小企業の振興につきましては、商工観光労働部が所管しておりますが、本条例に関しましても、商工観光労働部が全庁の調整、取りまとめを行うこととしております。その5ページ、資料の一番左下でございまして、全庁的な推進体制といたしましては、総合調整推進体制を用いまして、政策部長会議、政策調整会議で施策の推進を図ることといたしております。

6ページをお願いいたします。

取り組みの内容についてでございますが、(1)にございまして、まず、所管の商工観光労働部におきまして各部局の分も含めまして、中小企業振興施策を取りまとめ、熊本

県中小企業振興の主要施策を毎年度作成し議会に報告するとともに、県民に公表してまいることといたしております。今年度分といたしましては、8ページの方に参考資料1として掲げてございますが、8ページ以降に今年度のものとして掲げさせていただいております。参考資料の説明は省略をさせていただきます。6ページに戻っていただきたいと思っております。

次に、(2)の庁内の周知についてでございますが、これも毎年度当初に県の発注する工事、物品及び役務の調達についての留意事項を通知しまして、周知を図ることといたしております。

次に、(3)の国等への中小企業関連施策の改善要望につきましては、毎年度実施いたします県から国への政策提言の中で強く訴えかけてまいります。

最後に(4)の中小企業、県民への周知、啓発につきましては、仮称ではございますけれども、中小企業セミナーを実施するほか、昨年度から開始いたしました新事業支援調達制度の周知など、さまざまな機会に周知を図ってまいることといたしております。県内事業者の99%を占めます中小企業の振興は県政にとりましても重要な課題でございますが、今回の条例制定を機に県議会の御意見も伺いながら各部におきましても、さらに取り組みを進めていくことといたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

人事課からは以上でございます。

○小嶋行政経営課長 行政経営課長でございます。報告事項の3をお願いいたします。

熊本県の行財政改革基本方針に基づきます平成18年度の実施計画の取り組み結果につきまして、御報告を申し上げます。報告資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

1のこれまでの取り組みといたしまして(1)に記載しておりますが、枠の中でござい

ますが、国の三位一体改革による地方交付税の大幅な減少、地方分権の進展や市町村合併の進展など、県を取り巻く環境変化を踏まえまして、平成17年の2月に策定をしております行財政改革基本方針に沿って毎年度実施計画を策定し、行財政改革を推進しているところでございます。(2)の下段の方でございますが、記載しておりますとおり、平成18年度は実施計画に掲げました200項目を中心に取り組みを進めたところでございまして、次の2ページに概況を記載してございますが、平成19年度の取り組み結果につきましては、当初予算編成や組織編成等に反映をしたところでございます。2ページの2つ目の丸のところでございますが、そこに記載しておりますが、国におきましては、昨年度行革推進法、地方分権改革推進法等、行財政運営に関します新しい法律が施行されるなど、さらなる行革推進に向けて新たな動きが出てきているところでございます。3ページ以下に平成18年度の主な取り組みを書いております。3ページをお願いいたします。

3ページのIの行政改革でございます。(1)の組織体制の見直しにつきましては、①本庁組織の見直しの中で関連類似業務の再編統合を図りまして、18年の4月から農政部、林務水産部の統合など10部局90課体制から9部局74課体制に1部16課を削減したところでございます。また、その他の出先機関の欄でございますが、見直しといたしまして保健学院の廃止あるいは産業技術センターの設置等に取り組んだところでございます。次に、下段の方でございますが、③職員数の削減につきましては、18年の2月に策定をいたしました新定員管理計画に基づきまして、見直しを進めてございまして、18年の4月現在で前年度比348人の削減を行ったところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。4ページの(2)の業務見直しでございます。①の

県行政の守備範囲の見直しといたしまして、市町村への事務権限の移譲を行っているところでございまして、平成19年の4月から新たに18法令136項目の権限移譲を実施したところでございます。②の県の出資団体の見直しにつきましては、県議会財政対策特別委員会からの御提言等を受けまして、43団体につきまして策定しております見直し実行計画に沿って見直しを進めてございまして、平成18年度までに団体の廃止5団体、県費支出の削減24億円、職員数で47人の関与の見直し等を図ったところでございます。③の業務効率化でございますが、民間活力活用の中で新たに5業務の民間委託を実施するとともに、本県独自の提案公募型アウトソーシングの20年度からの実施に向けて準備を進めているところでございます。また、県の公の施設の指定管理者制度導入につきましては、18年の4月から40施設に導入したところでございます。

次に、5ページをお願い申し上げます。5ページのⅡの財政改革でございますが、(1)でございます。予算編成の大幅なあり方の見直しでございますが、枠配分予算編成方式の拡大、大まかな収支見通しの策定、事業再構築枠の拡大等を実施したところでございます。また、(2)の歳入構造の見直しの中では県税収入の確保といたしまして、コンビニでの自動車税の収納等をそれぞれやったところでございます。

それから次に、6ページをお願いいたします。6ページになりますが、県のホームページにバナー広告の導入など、新たな税外収入確保対策にも取り組んだところでございます。(3)でございます。歳出構造の見直しにつきましては、①事務事業の重点効率化につきまして平成18年度は6分野58プロジェクトを重点プロジェクトに選定をいたしまして、部局横断で部局の壁を越えて推進する体制をとるなど積極的に取り組んだところでございます。②の総人件費の抑制につきましては、

国の給与構造改革に準じまして本俸関係で平均で4.8%の給与水準抑制を図るとともに、諸手当につきましても所要の見直しを実施したところでございます。

次に、7ページをお願い申し上げます。7ページの④一番上でございますが、公債費の見直しにつきましては、平成18年度の県債発行額を元金償還額を下回る額といたしまして、県債残高を126億円縮減をしたところでございますし、民間資金借入れ時の償還期間延長にも取り組んだところでございます。また、⑤の一般行政経費の見直しにつきましても、単県補助金の見直し等に引き続き取り組んだところでございます。

次に、8ページをお願いいたします。8ページのⅢの意識改革でございますが、意識改革につきましては、職員のコスト意識の醸成という観点から、全班1事業見直し運動を全庁的に展開をいたしてございまして、864件ほどの見直しを実施したところでございます。また、下段の方でございますが、(2)の成果重視型の人事管理、人材育成の推進については、職員の意識改革を推進することを目的に平成19年3月に新たに人材育成ビジョンを策定してございまして、それとともに職員研修の充実などにも取り組んだところでございます。

次に、9ページをお願い申し上げます。9ページの(3)でございますが、県民とのパートナーシップによる県行政の推進につきましては、①県民との情報共有といたしまして、県の財政状況、行財政改革の実施状況、政策評価等につきまして、県庁ホームページ等を通じて積極的な情報提供を実施したところでございます。これら平成18年度の取り組み結果につきましては、近日中に県のホームページに詳細版を掲載し、県民への公表も行うこととしてございます。

10ページ以降につきましては、2月の県議会御説明を申し上げ既にホームページ等で

公表をいたしておりますが、平成19年度、本年度の実施計画の概要を参考までに添付させていただいておりますが、本日は説明を省略させていただきます。

最後に冒頭も申し上げましたけれども、依然として大変厳しい財政状況でございますので、今後とも行財政改革の推進に向け取り組みをさらに強化することとしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。市町村合併の推進状況につきまして御報告させていただきます。お手元の別冊の報告資料4でございますけれども、1ページをお願いいたします。

まず、合併新法下での取り組みでございますけれども、アンダーラインを引いております最近の動きを中心に御説明いたします。合併新法下での市町村合併につきましては、これまで昨年5月に策定いたしました第1次合併推進構想により推進してまいりましたけれども、本年1月に熊本市と富合町との間で法定協議会が設置されましたことから、国、県の支援の対象とするために、その組み合わせを追加する第2次構想を策定することとしております。また、今後とも具体的な地域の動きを踏まえまして、構想内容の追加変更を行ってまいりますけれども、合併新法が平成22年3月までの時限立法であることから、できるだけ早く地域の動きにつながるよう合併機運の醸成を図ってまいります。

次に、これまでの主な経緯、取り組み等でございますけれども、2ページにかけて記載しておりますとおり、これまでさまざまな啓発活動等に取り組んでまいったところでございます。

次に、Ⅱの熊本市・富合町合併協議会の検討状況でございますけれども、今年の1月に設置されて以降、現在まで4回開催されまし

て合併方式や各種事業についての協議が進められているところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。政令市移行にかかわります市内検討会議の設置についてでございますけれども、熊本市の政令指定都市移行につきましては、それまで関係各課で案件ごとに対応してまいりましたけれども、本年3月に熊本市と連携いたしまして、県と市の双方でそれぞれ全庁的な検討組織を設置したところでございます。今後はこの検討会議におきまして、政令指定都市に移譲される事務の内容や県行政への影響や課題等々の調査、研究を行い、また、県民への情報提供を行ってまいるといふこととしております。

次に、今年度の取り組みについてでございますけれども、丸の2番目に記載しておりますとおり、本年度は特に小規模町村が多く残っております荒尾・玉名地域など3地域に対しまして、勉強会の開催支援、特区セミナー等の開催等々で合併機運の醸成を重点的に図ってまいります。また、丸の4番目ですけれども、合併した市町村への支援を引き続き行いますとともに、本来、合併効果というものは長期的視点から判断すべきものではございますけれども、合併支援の機運醸成を図る観点からも現時点で短期的な効果になりますけれども、現地点での合併効果について検証いたしまして、県民に情報提供してまいりたいと思っております。最後の丸でございますけれども、政令市実現に向けても機運の醸成を図るために熊本市と連携し、この秋にシンポジウムを開催したいというふうに思っております。

次に、5ページ以降の参考資料についてでございますけれども、第2次合併推進構想案の概要を記載しております。この中で8ページをごらんいただきたいと思います。今回の改定につきましては、熊本市と富合町の組み合わせにつきまして、ここに記載のとおり追



加しております。また、あわせましてデータや文言、これにつきまして全部にわたって時点修正したところがございます。冒頭で御説明いたしましたとおり、合併新法の期限を踏まえますと本年度は特に重要な時期でございます。本年度中にはさらに多くの組み合わせを構想に追加できますよう、構想で示しております合併対象市町村への働きかけを強く行ってまいることしております。

以上でございます。

○梅本地域政策課長 資料5が九州新幹線を活用した熊本づくりでございますが、先ほど主要事業のところでお説明しましたので、裏側の2ページをごらんいただきますように、各分野ごとに非常に多岐にわたる取り組みを展開してまいります。いろいろ書いておりますが、要は県を挙げて各地を巻き込みながら取り組みの拡大を図っていくために、頑張らせていただきます。

続きまして、次の資料の6でございますが、農業試験場跡地の利活用の検討状況の御報告でございます。1番目に書いておりますように、平成16年5月に事業予定者を選定して、2番目に書いておりますように、18年2月に検討協議会を設置しまして8回にわたって検討をしてまいりました。このたび3番にあります基本計画のマスタープランがロック開発株式会社から県の方に提出されました。今後県といたしましては、このマスタープランの提出を受けまして、新しいまちづくり3法に伴います広域調整やあるいはA区画の用途地域を準工業地域から近隣商業に変更する必要がある場合がございますので、そのような変更手続が必要になってまいります。こういった手続の中で今後も商工団体や地元とよく協議をしていきたいと思っております。添付しております資料は次のA3判の横長がその内容でございますし、その下に図面を書かせていただいております。左側からA区画、B区画、C区画でござ

いまして、右上の一番広いところがA区画でございます。先ほど言いました用途地域の変更等の手続が必要な区域となっております。

以上でございます。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。報告事項7につきまして御説明させていただきます。

まず、1ページの治水をめぐる状況でございますが、経緯の一番上のポツですけれども、川辺川ダムをめぐりましては球磨川漁協の2度にわたる漁業権補償契約案の否決、利水訴訟の国側敗訴、国交省における漁業権等の収用裁決申請取り下げ等によりまして、ダム本体着工ができない状態が続いております。ポツの3つ目でございますが、平成18年4月から11回にわたる審議を経まして、平成19年5月には国土交通大臣による基本方針が策定されております。真ん中の箱の方に書いておりますが、人吉地点で治水安全度80分の1、基本高水7,000トン、計画高水4,000トン、洪水調節施設への配分3,000トンというものが定められております。この2つ下のポツですが、現在、国土交通省は県からの要請等を踏まえまして、11市町村において報告会を開催しておるようでございます。

今後の取り組みでございますけれども、先ほど御説明しましたように、河川整備計画を策定する段階、次に進みますけれども、利水をめぐる状況、それと発電をめぐる状況等が変化しておりますので、県としましては、まず、報告会の状況とか次の動きを注視してまいります。

次に、2ページでございます。利水をめぐる状況につきましては、経緯につきましては、説明は省略させていただきたいと思っております。

⑥番で現在の地元の動きというものを書いております。本年4月の統一地方選におきまして、関係3首長、人吉、錦、あさぎり町の首

長交代がございました。その後4月30日に矢上村長が条件つきながら6市町村での協議に応じる考えを示し、これを受け5月14日から6市町村協議が開催されております。今後の取り組みとしましては、まず、地元市町村の動きをしっかりと見きわめてまいりたいというふうに思っております。

次に、水没者の生活再建について3ページでございます。経緯につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。それで参考のちょうど真ん中ほどに箱がございますが、水源地域整備計画につきましては、(1)②番で総事業費で平成18年度末で約721億円の事業となっております。進捗率は④の現在まで90%ということでございます。今後の取り組みですが、まず、五木・相良両村の生活再建整備を最優先課題として今後とも早期整備を国に要請していきます。さらに県としましては、両村と策定しました五木・相良地域振興計画の見直しを含めまして積極的な支援に取り組んでまいりたいというふうに思っております。さらに以下参考資料として、河川整備基本方針等の資料を添付しておりますので、御一読ください。

以上でございます。

○坂本管理調達課長 管理調達課でございます。報告資料の8をお願いいたします。物品調達等に関する入札契約制度について御報告いたします。平成18年12月、全国知事会において都道府県の公共調達改革に関する指針がまとめられ、この指針におきまして物品調達、印刷の請負委託等についても、一層、競争性、透明性を高めるため、一般競争入札の拡大を図るべきとされていることを踏まえまして、次のとおり取り組むこととしております。

まず、1の一般競争入札の拡大についてでございますが、(1)の物品等につきましては、平成18年度までは政府調達に関する協定いわゆるWTOの基準額3,200万円以上の物品及

び250万円を超える被服について一般競争入札により実施してまいりましたが、対象範囲を順次拡大していくこととしております。スケジュールにつきましては、本年4月から集中調達に係る物品のうち、250万円を超える自動車及びOA機器を加えております。また、この10月からは集中調達に係る160万円を超える物品及び250万円を超える印刷物に拡大することとしております。なお、集中調達という言葉が出てきておりますけれども、資料の中ほどに米印をつけて記載しております。事務の簡素化及び効率化を図るため、管理調達課において県で使用する物品の購入を集中的に行うものでございます。

次に、(2)の業務委託等についてでございます。この業務とは清掃や整備機器の保守業務等のことですが、現在WTOの基準額以上の業務委託等及び情報処理業務や庁舎の設備管理、機器保守など、一部の業務について各所属で一般競争入札により実施しておりますが、対象範囲を順次拡大していくこととしております。導入スケジュールについては、平成20年4月から100万円を超える業務委託等について行うこととしております。

次に、2の電子入札の拡大についてでございますが、これにつきましては主要事業のところの説明させていただきましたので、省かせていただきます。

以上、今後の物品調達等に関する入札契約制度について報告をさせていただきましたが、これまで物品調達については、事務用品等少額なものが多く、そのほとんどを県内事業者が発注しておりますとともに、庁舎清掃、消防設備の保守点検などの業務委託についても、大部分は県内事業者が発注しております。これまでも県内事業者から調達できるものは県内事業者が発注してまいっておりますが、この3月に制定されました熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を十二分に踏まえまして、今後とも物品の調達につきましては、県内事

業者の受注機会の増大に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の報告は終わったわけですが、報告事項について質疑を受けます前に、先ほど西岡委員の方から総務部長へ質問があったわけですので。パートナーシップ、ユニバーサルデザインだけではちょっと物足りないではないか、もう少しコンパクトにアピール度の高いものにすべきではないかというような御指摘等もございました。これについて木本総合政策局長から補足説明の申し出がっておりますので、どうぞ。

○木本総合政策局長 タイミングが少しずれましてまことに申しわけございません。先ほどの西岡委員からの総務部長への質問でございます。基本的には総務部長、説明したとおりでございます。ユニバーサルデザイン、パートナーシップが県庁の基本理念でございますが、進むべき方向性につきましては、本県政としましては、だれもが住みたい、住み続けたい熊本づくりというのが方向性でございます。住みたい、住み続けたい熊本づくりのために元気で明るい熊本づくりということを大きなテーマということで県政を運営させていただいております。元気で明るい熊本づくり、元気ということは活力があること、明るいということは夢があることというふうに我々、解釈をいたしております。

その熊本づくりのために6つの重点分野を設定をいたしております。あらゆる産業の元気づくり、安全・安心なまちづくり、豊かな人間性や実力を磨く教育文化、支え合いだれもが出番の福祉社会、未来に続く県土づくり、美しい熊本環境立県、この6つの大きなジャンルで県政を進めていくという状況にござい

ます。よろしくお願いいたします。

○中原隆博委員長 西岡委員、よろしいですか。

○西岡勝成委員 もう一遍、勉強します。

○中原隆博委員長 今の西岡委員の趣旨を踏まえて、さらに努力と精進を重ねていただきたいと思えますし、また、私たち議員も執行部と一体となってやっていかなければならないことはわかっておりますけれども、宮崎の東国原知事じゃないですけども、もう少し明確なビジョンを高らかに高く掲げてやってほしいという、その心意気を示してほしいと、そのような気持ちが含まれておると思えますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思えます。

それでは、報告を受けましたので、報告に対する質疑はございませんか。

○吉田忠道委員 報告事項の3につきまして3ページの③職員数の削減ということで348人削減があります。4ページのところで(2)業務の見直し①の県行政の守備範囲の見直しということが書かれておりますけれども、この人員の削減と業務の守備範囲の見直しは関連があるのか、余りないのか、それとも明確に関連があるとしたらそれはどれか、お聞きしたいですけれども。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。ただいま委員、御指摘がございました職員数の削減とその県行政の守備範囲の見直しについてでございますが、県行政の守備範囲の見直しというのは、これは行政間の守備範囲の見直し、例えば、国、県、市町村、そしてまた県と、例えば、外郭団体でございますとか、出資団体でございますとか、あるいは民間とのその守備範囲の見直しとか、さまざま

まございますけれども、こういった見直しをし、そして県が行うべき課題に県の重点的な人、物、金というものを重点的にそこに織り込んでいくと、そういった見直しをやっていくということでございますので、その結果につきましては、やはり定数の削減でございますとか、そういった余力の絞り出しと申しますか、見直しにもつながってくるものでないかというふうに思っております。

○吉田忠道委員 今ではちょっと何か明確にわからないのですけれども、例えば、各市町村に、業務を見直して、移動して、その結果、こちらの担当の分が浮いたとか、そういうのは明確にはわからないですか。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。先生、今、御指摘の点は、多分、権限移譲等ではないかなと思いますけれども、権限移譲につきましても、それぞれ個別の市町村に権限を移譲する分もございまして、県下一円に一律にある権限を移譲するとか、そういったものもございまして、一律にこの権限を移譲したから、例えば、直接何人の削減があったと、そういう計算ができるものと、できないものがございます。けれども、全体的にはそういった形の中で権限移譲の結果、その事務量としてはマイナスと申しますか、余力が出ると、そういった効果にはつながるものだと思っております。その効果につながったものを県政の中で重点的に対応するものに逐次振り向けていくと、そういったことになろうかと思っております。

○中原隆博委員長 よろしいですか。

○吉田忠道委員 はい。

○鎌田聡委員 県職員の内部通報制度ということで、今回、外部窓口を設けられるという

ことですが、先般、これは6月17日の毎日新聞に出てたけど、内部通報の件数自体、九州各県非常に低い状況にあります。大阪市なんかは1年間に870件あっているみたいですが、まず、報道によりますと熊本県は昨年4月からスタートして2件ということで、非常に通報が多ければいいということではないと思いますけれども、多かし何か問題が起こっているという心配もあります、一方では、内部通報というのは出しにくいような今までの制度でなかったかなというふうに思っています。そういう意味では今回、外部の弁護士等の調査員ということで新設されますことは一定の効果は出てくると思いますが、ちなみにこれまでの2件が、はっきりした中身は言えないと思いますが、どういった内容のもので、今フローチャートを見ますと非常に是正措置だとか、処分を検討だとか、再発防止等の徹底、どういった状況に処理されたのか、やっぱりその辺もただ単に内部だけでやりますと、途中で都合の悪かつは、そういうことはしないと思いますけれども、つぶされていく可能性もありますので、ちょっとこの2件の中身と状況を教えていただきたいと思っております。

○田崎人事課長 今、内部通報制度のこれまでの件数について18年度は2件というような委員の御指摘でございました。この件につきましては、現在そのとおりでございまして、内容につきましては、今、先ほどの内部通報制度の概要のフロー図でいきますと、いわゆる内部窓口を通じまして関係所属で調査し、通報者への周知の段階に来ているというところでございます。まだこれから通知ということになりますけれども、そのような形で今処理をさせていただいておるところでございます。内容につきましては、この内部通報制度の要綱の中でまとめて公表するというふうにしているところでございます。今後できるだ

け早くそのあたりの概要等を含めまして近いうちに公表をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○中原隆博委員長 鎌田委員、よろしいですか。

○鎌田聡委員 じゃ、これは要綱の中で内容についてはどういう処理されたかというのは公表されるというようになっているんですね。

○田崎人事課長 熊本県職員内部通報に関する要綱の中で15条に内部通報制度運用状況について、その概要を公表するものとなっております。その辺については整理をしまして、近日中にまた御報告、公表するというようにしております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 いろいろ裏腹な問題もあると思います。やっぱり通報者の保護の問題もありますし、今回は外部窓口ということでそういった通報はある意味でしやすくなるのかなというふうに思いますけれども、その後の処理の流れ方次第ではそういった通報者に不利益がないようにさらに徹底をしていかなければならないと思いますし、もう1点、これは内部通報です。外部からの通報というのは今どうなっているんですか。

○田崎人事課長 熊本県職員内部通報に関する要綱の中では、いわゆる職員等からの通報を受けるとなっておりますけれども、この職員の中には知事部局に所属する職員、非常勤職員、臨時職員を含みますけれども、この職員以外に、例えば、知事部局の各機関を役務の提供先とする労働者派遣事業の、そういった派遣労働者の方とかも、また、そのほか請

負契約その他の契約で業務に従事する労働者についても、この職員等の中に入ってくるといふに要綱上は整理をさせていただいております。そういう形で県庁内のことについて何か通報があれば、この内部通報制度で受けていくということになりますし、もう一つ、これは内部通報、いわゆるこれをつくりました大もとになります公益通報保護法というのがございますけれども、この中で例えば、関係するそれぞれの仕事の中でいろんな出来事があれば、それぞれの担当する、それを所管する、その法律を所管する所属へ通報するというふうな規定になっておるところでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 済みません、ちょっと質問の仕方が悪かと思っておりますけれども、内部通報制度ですから、内部からの通報にこたえると思っておりますけれども、全く外部の方から、ちょっとおかしな点があるというような通報は、これじゃ受けないということですか、その外部窓口もせつかくできるんですけれども。

○田崎人事課長 先ほどちょっと御説明をしたことの繰り返しになりますが、県でつくりましたこの職員内部通報に関する要綱の中で対象とします職員等というのは先ほどのようなことでございます。そのほかいろんなものにつきましては、現在もいろんな形で報告、いろいろ県の方へのお手紙でありますとか、そういったものは受けることがございますが、この内部通報に関する要綱の中で対象とするということではないということでございます。

○中原隆博委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに。

○西岡勝成委員 中小企業支援に対する基本

条例に係る振興策を上げていただきましたけれども、これは条例ができて間もなくですから、関係する予算を集めたという感じでしょう、まだ。条例に基づいてこれだけの予算をつくったというんじゃないで、だから、今後これは要望ですけれども、要するに県内の中小企業の現状は大変厳しい中で、こういう我々も提案、提言をして、条例ができたわけですから、今後はこれに基づいてより強固に施策の推進ができるようお願いをいたしたいと思えます。

○中原隆博委員長 御要望でよろしゅうございますか。

○西岡勝成委員 はい。

○中原隆博委員長 ほかにありませんか。

○竹口博己委員 もう時間も迫っているんですが、実は先般の本会議でも川辺川ダム、田嶋課長、川辺川ダムに対して賛否両論飛び交う質疑がなされておりまして、どうもそこにもさっき課長の報告にもありました国交省の基本方針が出たことに知事が了承しがたいと発言されたその意味、これは県のトップが国交省が定めた方針に了承しがたいというその発言はかなり重いものがあるというふうに常識的にはそうとるですね、県民は。それは何を了承しがたいとおっしゃっているのか、つまりその小委員会に入っておられたわけで、そのプロセス、結論を見出したプロセスが気に食わぬと、だから、了承しがたいとおっしゃっているのか、あるいは出された方針が了承しがたいということなのか、いまいち、ようわからぬ。ただ、国交省の説明責任を現場に来て果たしてくださいよという、素直に取ると、説明すりゃあ、いいですと、つまり結論はよしとしているということなのか、よくわからぬのです。

ただ、別の場で、別の機会に、やりとりはさせていただこうと思っておりますが、きょうはやさしい一言を聞きたいんです、上野理事でもいいでしょう、田嶋課長でもいいですよ、県のトップの知事のダムに向けたスタンスと、そのスタッフの理事や課長のスタンス、これは水一滴も漏らさぬ閣内一致でございませうね、そこらをやさしく答えてくださいませ。

○中原隆博委員長 それはどちらが。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 まず、私の方からお答えいたします。基本的に県の姿勢、これは行政としての継続性、一体性がありますので、知事の姿勢、執行部の姿勢同じだというふうに思います。

○中原隆博委員長 続きまして上野理事。

○上野理事 まず、最初の竹口委員の質問の了承できないという意味のところですけども、これにつきましては、明確に反対ということは言っておりません。ただ、非常に科学的に難しい分野の議論ですので、知事も委員として出席してはいますが、理解できてないというか、その分については自分が納得できない分もあるんだから、主体である国交省さんの方で県民にはちゃんとやってくださいよという意味でというふうに私は理解しております。そういう意味では知事とのスタンスはその分では同じでございます。

○竹口博己委員 わかりました。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。

○竹口博己委員 結構です。

○中原隆博委員長 なければ、あとは報告事項に対する質疑は終了いたします。

次に、そのほかで何かありませんか。——なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

なお、最後に陳情書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。皆さん大変御苦労さまでございました。

午後0時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長